二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

二(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(三)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(四)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(五)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）において分類された業種区分に従って、同号の業種を次のように指定する。

平成二十五年十月九日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　指定業種

その他の療術業

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十五年十月九日から平成二十五年十二月三十一日までとする。

○国土交通省告示第千八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年九月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5161号	第三種マスト灯	ＮＬＳＭ－３Ｗ	伊吹工業株式会社	大阪府大阪市旭区高殿１丁目７番28号
第5162号	第二種舷灯(紅)	ＮＬＳＧ－２Ｒ	〃	〃
第5163号	第二種舷灯(緑)	ＮＬＳＧ－２Ｇ	〃	〃
第5164号	第二種船尾灯	ＮＬＳＳ－２Ｗ	〃	〃
第5165号	第二種白灯	ＮＬＳＡ－２Ｗ	〃	〃
第5166号	第二種紅灯	ＮＬＳＡ－２Ｒ	〃	〃
第5167号	第二種緑灯	ＮＬＳＡ－２Ｇ	〃	〃
第5168号	第二種引き船灯	ＮＬＳＴ－２Ｙ	〃	〃
第5159号	第二種両色灯	ＮＬＳＷ－２Ｂ	〃	〃

○海上保安庁告示第百九十号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二